

半田市みどりのまちづくり推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市みどりのまちづくり条例（昭和62年半田市条例第13号）に基づき、うるおいあふれる緑に囲まれたまちの中の森づくりをめざし、緑化事業をより効果的に推進するため、半田市みどりのまちづくり推進会議（以下「会議」という。）を設置する事を目的とする。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 緑化計画の策定に関する事。
- (2) 緑化計画の推進に関する事。

(組織等)

第3条 会議は、別表第1に定める者で構成する。

- 2 会議の議長は、建設部長をもってこれにあてる。
- 3 会議に幹事会を置き、都市計画課長及び別表第2に掲げる課に属する職員のうち、当該課の長が指定する者で構成する。
- 4 幹事会に代表幹事を置き、建設部都市計画課長をもってこれにあてる。
- 5 代表幹事は、第3項に規定する者のほか、必要と認める職員を幹事会に出席させることができる。

(会議の招集)

第4条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年9月1日から施行する。
- 2 半田市緑化推進会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

みどりのまちづくり推進会議

建設部長、企画課長、市民協働課長、財政課長、経済課長、環境課長、土木課長、
都市計画課長、建築課長、学校教育課長

別表第 2（第 3 条関係）

幹事会

企画課、市民協働課、財政課、経済課、環境課、土木課、都市計画課、建築課、
学校教育課